

令和5年度岩沼市物価高騰緊急支援給付金（こども加算分）

申請期限／7月19日(金)（当日消印有効）

物価高騰による影響が特に大きい低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給します。

対象／令和5年12月1日時点で市に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当し、18歳以下の子ども（平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれ）を扶養している世帯

- ①令和5年度における住民税非課税世帯
 - ②令和5年度における住民税均等割のみ課税世帯
 - ③令和5年度岩沼市物価高騰緊急支援給付金（家計急変世帯）受給世帯
- ※子どもが次の（ア）または（イ）に該当する場合は、支給対象外です。

（ア）世帯主である場合

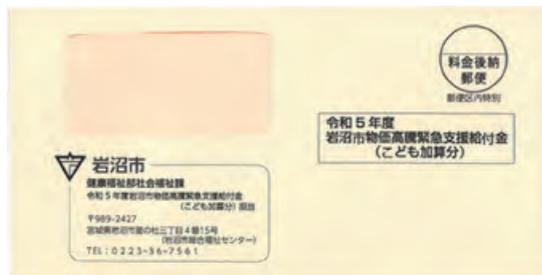
（イ）児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設などへ入所している場合



▲市ホームページ

手続方法

- ・令和5年度岩沼市物価高騰緊急支援給付金（均等割のみ課税世帯分）を受給していることが確認された世帯には、6月下旬から「支給のお知らせ」を順次送付しています。内容に変更がある場合は、ご連絡ください
 - ・**対象と思われる方で「支給のお知らせ」が届かない場合は、世帯員の申告状況を確認の上、問い合わせください**
- ※詳しくは、広報いわぬま6月号または市ホームページをご覧ください。



▲支給対象世帯には、お知らせの封筒が届きます

申請・問／社会福祉課（総合福祉センター（あいプラザ）内、☎36-7561、平日8時30分～17時15分）

子育てのための施設等利用給付（償還払い）の請求手続き

幼児教育・保育の無償化の対象となる施設を利用した場合、保護者の皆さんが支払った利用料のうち、無償化となる費用（施設等利用費）を、市からお支払いします。施設等利用給付（償還払い）の対象となる場合は、以下の請求手続きが必要です。

対象期間／4月～6月分（過去2年以内の利用分も請求できます）

提出期間／7月1日(月)～22日(月) ※郵送の場合、7月22日消印有効。

添付書類

- ①特定子ども・子育て支援提供証明書（ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、子育て援助活動支援事業活動報告書のみ）
 - ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
- ※①、②は児童が通所（園）する施設からお受け取りください。
- ※子育てのための施設等利用費請求書は児童が通所（園）する施設または子ども福祉課でお受け取りください（市ホームページからもダウンロード可）。

申請方法／持参、郵送またはオンライン申請

申請・問／子ども福祉課（〒989-2480 桜一丁目6-20、☎23-0826）



▲オンライン申請はこちら